

# 鳥取縣公報

條

例

## ◆鳥取縣條例第四十一号

鳥取縣家畜衛生保健所使用料徵收條例を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣家畜衛生保健所使用料徵收條例

内とする。

文書料

生物学的製剤による検査及び予防注射料

牛の結核病検査料

一頭につき

五〇円

馬のバラチフス検査料

同

五〇円

牛の原生虫病トリコモナス病検査料

同

二〇円

牛のブルセラ病検査料

同

五〇円

牛の傳染性貧血検査料

同

五〇円

馬の流行性脳炎予防注射料

同

一羽につき

五円

馬の傳染性貧血検査料

同

一頭につき

七〇円

馬の流行性脳炎予防注射料

同

二〇〇円

炭疽予防注射料

同

五〇円

氣腫疽予防注射料

同

五〇円

豚コレラ予防注射料

同

二〇〇円

豚丹毒予防注射料

同

五〇円

豚疫予防注射料

同

五〇円

第一條 鳥取縣家畜衛生保健所において家畜の診療、生物学的製剤の注射若しくは文書の交付を受けようとする者は、この條例の定めるところによつて使用料を納付しなければならない。

第二條 この條例の規定によつて納付する使用料は次に定める額による外農業災害補償法による家畜疾病傷害共済の診療点数表にもとづいて算定した料金の範囲

本書ノ本ガハ國定規格 A5判

昭和二十四年七月五日 火曜日 第二千二十五号

00808

家禽コラ予防注射料 一羽につき 一〇円

家禽ベスト予防注射料 同 三〇円

家禽ジフテリヤ予防注射料 同 一五円

鶏痘予防注射料

規則  
昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正し、昭和二十四年六月二十三日からこれを適用する。

第三條 家畜傳染病予防法第七條に基いて実施する検査予防注射を受ける場合は前條の料金は徵收しない。

第四條 第一條の何れかを受けようとする家畜の所有者

又は管理者は家畜衛生保健所長に申し出ると同時に所

定の使用料を納金せねばならない。

第五條 既納の使用料はこれを還付しないものとする。

第六條 家畜衛生保健所長は毎月の使用料を取り纏めて

翌月の五日迄に縣に納入告知書を添えて納入しなけれ

ばならない。

第七條 知事は公益上必要があると認めたときは特別の事由あると認めたときは使用料の全部又は一部を減免することができる。

第八條 この條例は鳥取縣家畜衛生試驗室にも準用する。

#### 附 則

この條例は七月一日から施行する。

#### ◆鳥取縣規則第五十八号

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の各末尾に左の二号を加える。

一、飲食營業ノ許可ニ關スル事項

一、飲食營業ノ停止又ハ營業許可ノ取消ニ關スル事項

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市ニ係ル左記事項及び米子市ニ係ル左記事項の各末尾に左の二号を加える。

一、飲食營業ノ許可ニ關スル事項

一、飲食營業ノ停止又ハ營業許可ノ取消ニ關スル事項

#### ◆鳥取縣規則第五十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十一号鳥取縣飲食營業許可手數料徵收規則の一部を次のように改め昭和二十四年六月二十九日から適用する。

3 第一項の入院願を受附けた市町村長は別記様式第二ニによる。

2 前項の規定による入院願、医師診斷書並びに身柄引受書は別記様式第一による。

3 第一項の入院願を受附けた市町村長は別記様式第二ニによる。

2 前項の規定による入院願を受付けると共に代用精神病院長に対し入院指揮書を送付する。

2 前項の規定による入院通知書並びに入院指揮書は別記様式第三による。

第三條 代用精神病院長は患者が入院したときは代用精神病者入院報告を、退院したときは代用精神病者退院報告を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は別記様式第四による。

第三條 代用精神病院長は患者が入院したときは代用精神病者入院報告を、退院したときは代用精神病者退院報告を知事に提出しなければならない。

第一條 精神病院法施行規則(大正十二年内務省令第十  
七号)（以下省令といふ）第二條及び第三條の規定に

より鳥取縣に設置する精神病院に代用する病院（以下  
代用精神病院といふ）に入院の許可を受けようとする

者は医師診断書、戸籍謄本並びに身柄引受書を添えた

00809

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條を次のように改める。

第二條 許可手数料は次に定める額とする。

一、旅館、軽飲食店	一件につき 千 円
一、外食券食堂	同 八百円
一、めん類外食券食堂	五百円
一、喫茶店	同

◆鳥取縣規則第六十号  
精神病院法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

精神病院法施行細則

第一條 精神病院法施行規則(大正十二年内務省令第十  
七号)（以下省令といふ）第二條及び第三條の規定に

より鳥取縣に設置する精神病院に代用する病院（以下  
代用精神病院といふ）に入院の許可を受けようとする

者は医師診断書、戸籍謄本並びに身柄引受書を添えた

2 前項の規定による代用精神病者死亡報告は別記様式第五による。

第五條 省令第六條の規定により退院しようとするときは事由を具した退院願を知事に提出しなければならない。

い。

第六條 省令第四條の規定による医師は別にこれを指定する。

第七條 知事は代用精神病院に患者を収容したときは患者一人一日当りの経費を定め、委託費として代用精神病院長に交付するものとする。

2 前項の委託費は毎年度予算範囲内において代用精神病院長と協議の上これを定めるものとする。

第八條 代用精神病院長は毎年四月末日までに別記様式第六による委託費請求書を提出しなければならない。

## 附 則

この規則は昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

## 様式第一

昭和 年 月 日  
住所地

昭和 年 月 日  
住所又は課署院勤務

指定医師

## 様式第二

昭和 年 月 日  
住所地

昭和 年 月 日  
住所又は課署院勤務

④

氏名	職業	別性	生年月日
現住所	検診場所	現病発生年月日	検診時の主なる症候
病歴の大要	病名	入院の要否	要否

資産及資産 一家ノ平均 月收入額	生産及資産 入院ヲ必要 トスル事由	監護義務者 ノ本籍住所 氏名年令職 業病者トノ 統柄	病者ノ本籍 住所 年 令	病者ノ本籍 住所 年 月 日	精神病院入院願	精神病院法により入院御許可せられたく入院したる上は退院又は死の際は小生に於て本人の身柄は即日引受け決して御迷惑相掛けません。こゝに後日の爲め身柄引受書を提出します。	精神病院法による財産調書
00811							

島取縣知事	鳥取縣知事	身柄引受書
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	身柄引受人
市町村長氏名印	殿	
右入院御許可せられたく別紙医師診断書、戸籍謄本及び身柄引受書を添え住所地市町村長経由此段申請しま す。		

00812

様式第三

住本	発職	業	病者の氏名	年	月	日生
所籍	所籍	業	監護義務者	年	月	日頃

右は  
より願出があり  
月 日付貴院に入  
院を指揮したから代用患者として取扱はれたい。

昭和 年 月 日  
病院長殿  
鳥取縣衛生部醫務課  
年令 氏名

右は  
より願出があり  
月 日付貴院に入  
院を指揮したから代用患者として取扱はれたい。

昭和 年 月 日  
病院長殿  
鳥取縣衛生部醫務課  
年令 氏名

右は  
より願出があり  
月 日付貴院に入  
院を指揮したから代用患者として取扱はれたい。

昭和 年 月 日  
病院長殿  
鳥取縣衛生部醫務課  
年令 氏名

右は  
より願出があり  
月 日付貴院に入  
院を指揮したから代用患者として取扱はれたい。

昭和 年 月 日  
病院長殿  
鳥取縣衛生部醫務課  
年令 氏名

右について別紙の通り監護義務者  
院法による入院願出がありましたから精神病院法施行  
細則第一條第三項の規定により左記の通り調査致しま  
したから報告します。

右について別紙の通り監護義務者  
院法による入院願出がありましたから精神病院法施行  
細則第一條第三項の規定により左記の通り調査致しま  
したから報告します。

右の通り許可したから通知する。

様式第四

昭和 年 月 日

所在地

病院名

鳥取縣知事

代用精神病者退院報告

病者の本籍 住所 氏名 年月日	監護義務者 住所 氏名 年月日	本籍 住所 氏名 年月日
死亡年 月日時 昭和年月 日午前時 分	入院 年月日 昭和年月 日午後時 分	年月日 昭和年月 日午前時 分

鳥取縣知事  
病院名印  
殿

代用精神病者死亡報告

病者の本籍 住所 氏名 年月日	監護義務者 住所 氏名 年月日	本籍 住所 氏名 年月日
死亡年 月日時 昭和年月 日午前時 分	入院 年月日 昭和年月 日午後時 分	年月日 昭和年月 日午前時 分

右精神病院法施行細則第四條により報告します。

様式第六

委託費請求書

但代用精神病院入院患者○名の委託費  
一日一人当り〇〇円の〇〇〇日分

右精神病院法施行細則第三條により報告します。

別紙内訳書の通り  
右請求します

様式第五

昭和 年 月 日

所在地

病者の本籍 住所 氏名 年月日	監護義務者 住所 氏名 年月日	本籍 住所 氏名 年月日
入院 年月日	昭和 年 月 日	年 月 日生

備考

退院  
年月日

昭和 年 月 日

一金 円也

00814

鳥取縣知事 殿  
精神病患者 委託費請求内訣書

氏名	委託期間	委託一日當り 延日數委託費	請求額	備考
頭腦狂子	年月日より 年月日まで			
計				

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十一号

序 中 般  
地 方 事 務 所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六号鳥取縣地方事務所長專決処分規程の一部を次のように改正し昭和二十四年六月二十三日からこれを適用する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 経済課に關する事項中「一、米穀酒造用米等掲精制限事項許可ニ闕スルコト（飲營規三）」の次に次の二号を加える。

- 一、飲食營業ノ許可ニ闕スルコト（飲營規三）
- 一、飲食營業ノ停止又ハ營業許可ノ取消ニ闕スルコト（飲營規法二）

告示

◇鳥取縣告示第三百四十六号

農地調整法第九條ノ四の規定により次のように小作料の額の変更の件を認可した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可年月日 昭和二十四年七月一日

二、申請した農地委員会八頭郡 隼 村農地委員會 同 中私都村同

富沢地区同

土師地区同

氣高郡東郷村同  
東伯郡小鹿村同  
同 上小鴨村同  
同 下中山村同  
西伯郡彦名村同  
同 渡村同  
外江町同  
上道村同  
余子村同  
中浜村同  
大篠津村同  
和田村同  
富益村同  
米沢村同  
日野郡日野村同  
同 日吉津村同

四、認可をした小作料の種別額

別冊の通り。

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請町村(地区)農地委員會に備え付けて置く。)

◇鳥取縣告示第三百四十七号

昭和二十三年二月鳥取縣告示第三十六号鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復營業地方諮詢委員會規程の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

題名を「鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復營業地方諮詢委員會」を「鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復營業地方諮詢委員會」に改める。

三、当該農地の所在、地番、地目及面積  
別冊の通り。

## ◇鳥取縣告示第三百四十八号

旱害恒久施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 旱害恒久施設事業補助要項

第一 旱害を防止する爲に旱害恒久施設事業を行うものに対しこの要項によつて予算の範囲内で補助金を交付する。但し別に国又は縣から補助金、奨励金又は寄附金を受けるときは交付しない。

第二 補助金は次の標準によりこれを交付する。

1、旱害恒久施設事業費の五割以内

第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に次の書類を添えて提出しなければならない。

1、設計書

二、補助金交付の事業について議決又は同意をするものはその書類

三、收支予算書

第四 共同で事業を行う場合は代表者を定めこれを証する書類  
指令書を交付する。

第五 設計書を変更するときは別記第一号様式によつて届け出なければならない。

前項の届出があつた場合必要があると認めたときは計画の変更その他必要な命令をすることが出来る。

第六 補助金を請求しようとするものは毎四半期終了後直に別記第三号様式によつて請求書を提出しなければならない。

第七 補助金は実地検査の上査定して交付する。

第八 補助金の交付を受けるものは事務所を設け事業の状況、費用の收支、その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付けて置かなければならない。

第九 補助金の交付を受けるものに対しては職員に書類会計物件工事等を検討させて指導監督上必要な処置を取りさせることが出来る。

工事検査の爲必要があるときは工事の一部をこわさせることがある。この場合その部分の復旧費は事業者が負担するものとする。

第十 次の各号の一に該当するときは補助金交付の指令を取り消すか又は既に交付した補助金の全部或は一部を返させることができる。

一一、この要項に違反したとき又は不正の行爲があると認められたとき

一二、工事のでき型が不完全であるか又は工事の停止、廃止等によつて竣工の見込がないと認めたとき

第十一 この要項によつて提出する書類は總て所轄の市町村及び地方事務所を経由しなければならない。

この要項は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

## 第一号様式

旱害恒久施設事業補助願

標記の事業を施行致しますから旱害恒久施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願い致します

昭和 年 月 日	住 所	氏 名	印
昭和 年 月 日	住 所	氏 名	印

旱害恒久施設事業設計書変更届  
昭和 年 月 日 鳥取縣受耕第 号補助指令  
に基く設計書を別紙の通り変更致しますから關係書類を添えて御届け致します

## 第二号様式

旱害恒久施設事業補助金請求書(第一回)

知 事 宛

昭和 年 月 日

氏 名

印

## 第三号様式

一 金

昭和 年度事業の爲支出した金額

円に對する何分の何

昭和年月 日鳥取縣受耕 第号補助指令  
に基く前記の補助金を交付して下さい

昭和年月日

住所

氏名印

知事宛

昭和年度第 四半期事業成績書

補助金、奨励金、寄附金、雜收入等は附記欄に詳細説明すること

工種	予定施設數	前回迄実績回		今実績回		終了予定期	備考
		回	回	回	回		

備考

一、工事施行後の土地利用状況を末尾に詳細に記入のこと

二、予定の数量を終了しなかつたものについてはその理由を備考欄に記入すること

昭和 年度第 四半期收支決(精)算書

收入

◆鳥取縣告示第三百四十九号  
昭和二十四年六月十日鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域生鮮水產物配給規則第二條第一項の規定により次の

附記欄には今回支出事業費の内訳を記載すること

科 目	施設設計予算總額	前回迄に支出した事業費額		今回支出し事業費額		計	殘額
		回	回	回	回		

備考

附記欄には今回支出事業費の内訳を記載すること

ものを生鮮水產物の指定荷受機關として登録した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勤務場所 烏取縣知事 西 尾 愛 治  
職名 氏名 番号 交付年月日  
鳥取縣 職務員 大山 末樹 一 昭和二十四年  
蚕業取締所 同 同 同  
同 同 同 井手野末春 二 同  
同 鳥取支所 同 同 竹田 浩 三 同  
同 郡家支所 同 同 山田天津雄 四 同  
同 浜村支所 同 同 森中 正春 五 同  
同 倉吉支所 同 同 小倉 忠治 六 同  
同 米子支所 同 同 橫山 七 同  
同 谷口 收一 一二 同  
同 長谷川 真 一〇 同  
同 藤井 幸信 九 同  
同 谷口 收一 一二 同  
同 矢田貝延好 一二 同  
同 木村 活壽 一四 同  
同 藤田美智明 一一 同  
同 谷口 收一 一二 同  
同 長谷川 真 一〇 同  
同 井本 薫 一五 同

一、登録者住所氏名

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷參千百拾番地

氣高水產物株式會社

代表者 山名正亮

二、登錄の種類 生鮮水產物指定荷受機關

三、登錄番号 第五号

四、取扱水產物の種類 生鮮水產物

五、營業所又は事業場の位置

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷參千百拾番地

氣高水產物株式會社

◆鳥取縣告示第三百五十号

昭和二十一年十二月法律第五十七号蚕糸業法第十二條の規定による「蚕業取締吏員の証票」を次の者に交付した

昭和二十四年七月五日

00820

同 藤本 貢幸 一六 同 同 中野 敏夫 一八 同 平尾要太郎 一八 同 吉田 芳男 一九 同 仙賀 弘正 二〇 同

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
記  
西伯郡境町榮町自六〇番地先至二一三番地先 一一〇米  
面省略

## 香業取締吏員証票

第 号 年 月 日 交付  
香業取締吏員証票  
印

縦九、一五  
横六、糧

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字瀬崎町  
二七三六ノ一四  
一、同 用途 事務所兼店舗  
一、同 構造 木造  
一、同 規模 建築面積 九、一二平方  
米突出する部分同

椿 友太郎

## ◇鳥取縣告示第二百五十一号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第十三号第一條により境港  
湾施設中左記区域を昭和二十四年四月一日より当分の間

けい船岩壁に指定する。

昭和二十四年七月五日

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字瀬崎町  
二七三六ノ一四  
一、同 用途 事務所兼店舗  
一、同 構造 木造  
一、同 規模 建築面積 九、一二平方  
米突出する部分同

椿 友太郎

## ◇鳥取縣告示第三百五十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ  
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字新町一丁目  
鳥取縣中部生活協同組合長  
椿 友太郎

## 二、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施とす  
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の  
條項を増減若しくは変更することがある。  
一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた  
る事項を守る義務を負うこと。

## ◇鳥取縣告示第三百五十三号

鳥取縣度量衡検定所規程を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 度量衡器の検定取締、免許等度量衡事務の迅速、

一、登録者住所氏名

鳥取縣鳥取市川端四丁目二〇

00822

## 岩美生活必需品小売商業協同組合

理事長 石河吉男

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機關

三、登録番号 第六号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡岩井町大字岩井三四一一番地

岩美生活必需品小売商業協同組合

西山賢太郎	山根正則	河口善彦
山本英吉	佐々木紀正	松本一彦
杉村武雄	小幸清幸	米田利治
北風満	田川正敏	谷口岩雄
渡辺幹雄		

## 筆記試験

須川庄九郎

田中松藏

井上多藏

田住正

谷口秀雄

山根武

## ◇鳥取縣告示第三百五十五号

昭和二十四年六月十五日及び六月二十九日鳥取市で施行した昭和二十四年度第一回毒物劇物営業事業管理人試験合格者は次のとおりである。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

筆記試験並びに実地試験

柿田英世 田中昭次

(農業用毒物劇物取扱のみ)

## ◇鳥取縣告示第三百五十六号

昭和二十四年度農業倉庫施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

## 農業倉庫施設補助要綱

一、縣は米穀を貯蔵する爲め、市町村農業協同組合(以

00823

下組合といふ)が倉庫を新設した場合に於て、これに要する費用につきこの要綱により補助金を交付する。

二、この補助金の額は倉庫建設費の三分の一以内にして

一坪当たり本屋に対し五千円以内とする。

三、補助金の交付を受け建設すべき倉庫は燃蒸可能なるものにして坪敷收容力二十八石(約七〇俵)程度のものなることを要する。

四、補助金の交付を受けようとする組合は申請書に次に掲げる書類を添付し、昭和二十四年八月十日までに知事にこれを提出するものとする。

一、様式第一号の事業計画書

二、收支予算書並びに最近の貸借対照表

三、本施設事業に関する総会の決議書

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずる事がある。

五、知事は補助しようとする組合を決定した場合はその組合に対し事業の認承をなすと共に補助金額の二分の一以内を交付し農業倉庫施設完成後残余を補助する。

若しくは一部の返付を命ずることがある。

九、知事は補助金を交付する場合次の條件を付する。

一、政府所有米を管理する場合については農林大臣の別に定める條件により寄託に応する事。

二、建設したる倉庫を処分しようとする場合に於ては知事の承認を受ける事。

三、倉庫の利用状況に關し毎年十一月末日までに知事に報告する事。

十、次の各号の一に該当する場合に於ては補助金の交付

一、本要綱の規定に違反したるとき  
二、補助金交付の條件に違反したるとき

三、事業施行の方法が不適當と認めたるとき  
四、決算額が予算額に比し減少したるとき

五、本会計年度内に施設工事を完了しないたとき  
十一、この要綱に基づいて組合が提出する書類は地方事務所経由して知事に提出しなければならない。

前項の規定により知事に提出する書類は二通とする。

三、助成坪敷欄には建設坪敷中助成金を受け建設する坪敷を記載のこと。  
四、備考欄には建設坪敷中助成金を受け建設する

借入金

円と記載のこと。

五、附属建物がある場合は備考欄に記載のこと。

六、新設倉庫の図面を添付すること。

農業倉庫新設事業計画書

様式第一号

組合名	建設費			概算額	助成金	予定竣工月	備考
	構造	坪數	坪當工事予算額				
四	四	四	四	四	四	四	四

## 注意

- 一、建設地は何郡何町(村)字何番地と明記のこと。
- 二、建設坪敷当單價及工費予算額は倉庫本屋に付記載のこと。

農業倉庫建設助成金事業成績書

組合名	建設費			概算額	助成金	竣工年月	備考
	構造	坪數	坪當工費				
四	四	四	四	四	四	四	四

## 注意

倉庫本屋のみに關し記載するものにしてその記載方法に付ては様式第一号注意参照のこと。

様式第三号

農業倉庫工事完了届

及幼稚園の教諭假免許狀を有するものとみなすものに指定する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣教育委員會  
本籍 氏名 生年月日  
昭和二十四年三月九日卒業

◆鳥取縣會議第六号  
鳥取縣會議員徽章第四二号は紛失したる旨昭和二十四年六月三十日縣會議員三橋誠より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣會議長 中田吉雄

## 教育委員會告示

## ◆鳥取縣教育委員會告示第三十三号

昭和二十三年度鳥取師範學校男子部女子部本科卒業生を次のは學校教育法施行規則第九十九條第十号第百一條第四号及第百四條第三号の規定により小學校、中學校

岩美郡浦富町浦富一六八三	赤松正	昭三、一、一六
西伯郡中浜村佐斐神一三	足立公明	同二、五、五
米子市法勝寺町一〇八	栗谷稔三	同三、一一、二七
日野郡溝口町古市里七一	阿部昭夫	同三、六、一九
東伯郡倉吉町鍛治町二二九八ノ一	江本正美	同三、二、一九
西伯郡五千石村八幡二一五	大森徳之	同四、七、七
同夜見村一七八	門脇廣	同二、一、二五
八頭郡山鄉村尾見六四	河村輝美	同三、一一、四
同佐治村加瀬木三八二	黒部亨	同四、一、二七
同用ヶ瀬町一八四		
西伯郡境町明治町八八	小谷行男	同六、一二、三
東伯郡榮村下種五一〇	樺田節男	同二、二、二
齊尾修三		
同二、五、二〇		

00825

00824

00826

八頭郡田英村	清水	好親	同四、五、一八	日野郡山上村二九三三	森原	徳堂	同三、九、二〇		
同安倍村小別府四九五	白岩	健二	同一、一、一九	東伯郡浦安町中尾四八二	山本	利勝	同二、一		
西伯郡法勝寺村鴨部一二九	杉本	良己	同三、三、二八	氣高郡末恒村伏野一二二四	山田	一男	同五、二、一		
日野郡神奈川村武庫一一〇〇瀬島	敏男	同四、四、四	日野郡山上村茶屋三三二六	青戸	卯	同四、八、二二			
八頭郡國中村久能寺七〇六	高木	嘉一	同二、三、二九	東伯郡泊村園七四八	渡辺礼三郎	同三、八、三			
西伯郡五千石村福市六九八	高塚	篤	同七、二九	東伯郡安田村尾張一七一	石賀	收	同四、九、二二		
同余子村福定三七〇	田口	親	同四、一、一、二九	西伯郡彦名村一九〇五	内田	順三	同五、三、一八		
東伯郡浦安町金市三六四	茶山	淳	同五、三、三〇	日野郡黒坂町黒坂一二五〇	梅林	洋至	同四、六、二二		
同由良町大谷一三九二	塙本	昭	同二、九、一九	日野郡西鄉村小河内二三四ノ一漆原守雄	同三、六、二三	日野郡美穂村向国安一五六	大下	武志	同四、九、一三
日野郡八郷村須村八三五	伸田	浩三	同四、十、三	氣高郡所子村平木	門脇	孝二	同二、五、一八		
東伯郡倉吉町銀治町二丁目	中村	榮	同三、二二	同豊美村野坂二〇〇	金田修一郎	同五、一、二九	同中高一三		
日野郡石見村八二五ノ一	長尾	一成	同四、四、一八	同大郷村金沢	鬼	知成	同四、八、二三		
岩美郡大岩村大谷五〇〇	西村	忠義	同三、七、六	米子市錦町二丁目七一	鹿島	祐平	大一五、一、七		
東伯郡社村横田	福井	義彰	同二、一、四	東伯郡社村大谷五三一	梶井	孝美	昭四、一二、二九		
日野郡根雨町根雨八六六	藤田	芳信	大一三、八、一三	同根雨町貝原一	同根雨町貝原一	同四、五、一八	西伯郡所子村平木		
東伯郡赤崎町赤崎	松本	正巳	昭四、一、二六	同根雨町貝原一	門脇	孝二	同二、五、一八		
同下郷村鉄二三二】	森田	純雄	同二、六、一六	同上井町梅田二二五	金田修一郎	同五、一、二九	同中高一三		
八頭郡船岡村船岡二	鎌谷	辰憲	同四、六、一	鳥取市東品治町二〇一	同上井町梅田二二五	同五、一、二九	同中高一三		

00827

島根縣能義郡安木町安木	川津	滉	同二、二、一五	東伯郡倉吉町銀治町二丁目	東原	宣夫	昭二、九、二二
一八六四	同	二	一五	同宮川町	福井	昌昭	同五、三、一四
日野郡八郷村久古四九	幸形	榮治	同四、八、二二	氣高郡吉岡村双六原一九八	前田	義幸	同二、八、二六
東伯郡下北條村松神八二八	小林	哲郎	同五、一、一	日野郡多里村萩原八六七	宮本	久	同五、二、二
岩美郡成器村吉野	須崎	益雄	同三、八、二〇	同根雨町貝原一	三輪	匡	同四、五、一六
東伯郡下北條村己原三七〇	田中	明	同四、一、一	同根雨町貝原一	同根雨町貝原一	同四、五、一六	同高城村服部一五六ノ一
日野郡福榮村福塚一〇九六	田辺	芳治	同五、二、七	鳥取市東品治町二〇一	森田	美好	同三、八、二二
岩美郡宇倍野村中郷三九	谷浦	博	同二、二、一二	東伯郡泊村園七四八	同	同	七、二九
同高城村服部一五六ノ一	田中	信行	同五、二、七	西伯郡大篠津村八二四	安田	忠春	同五、一、二五
日野郡山上村茶屋三六六一	坪倉	衛	同四、四、六	氣高郡豊実村大塚二八二	向山	迪弘	同四、五、二五
八頭郡若櫻町若櫻九七	泰	昭三	同四、八、一	東伯郡泊村園七四八	足立	博隆	同四、五、二二
岩美郡東村大羽尾一一四ノ一中垣	栢本	重夫	大一五、二、一	鳥取市二階町三丁目	渡辺	定明	同二、五、二五
日野郡日光村柄原六一六	中島	行雄	同五、三、二九	鳥取市賀露町一九六一	森梅	郎	同四、五、一七
西伯郡法勝寺村掛相二九六	中田	俊夫	同三、二七	東伯郡上小鴨村福山	大谷	博	同四、五、一七
岩美郡宇倍野村清水一八〇	同	同五、四、一七	同上井町梅田二二五	池田	政昭	同一、二、五	氣高郡逢坂村殿六八
東伯郡淺津村上淺津一一八〇中村佐太郎	大一二、七、二九	岩美郡岩井町白地四八三	安梅	郎	同四、五、一七	同上井町梅田二二五	
西伯郡船岡村船岡四二九	平尾	三彦	昭三、五、二三	岡崎	澄男	大二五、七、二〇	同上井町梅田二二五
岩美郡宇倍野村清水一八〇	西尾駒次郎	同五、四、一八	同	同	同	同	同上井町梅田二二五
氣高郡鹿野町鹿野六二二	西川	正美	同四、七、一八	東伯郡倉吉町福吉町	小川	幸人	昭三、八、一九
八頭郡船岡村船岡四二九	花原	勇	大一五、五、六	同	同	同	同

00828

東伯郡山守村堀一八九三	茅原 茂俊 同四、八、二九	岩美郡浦富町浦富一四八四	横川 寛義 同四、四、二六
西伯郡光德村豊成七四八	小西 敦晃 同二、一〇、四	日野郡米沢村貝田二六三	六浦 喜宣 同 八、二五
同境町末廣町六七	佐々木 驥 同四、六、	四兵庫縣美方郡浜阪町一二五三渡辺 啓介 同三、二二、一八	
東伯郡倉吉町巖城一一〇、一高見長昭 同	一、二九岡山縣眞庭郡久世町草加部 森上 浩 同二、三、二〇		
鳥取市円護寺一五三	田中 一正 同	三八三	
氣高郡勝谷村寺田二〇一	田中 昌人 同四、八、一〇	昭和二十四年三月二十五日卒業	
岩美郡宇倍野村與谷	西村 和夫 同五、一、一三	昭和二十四年六月三十日卒業	
八頭郡大村赤波五四八	西村 勇 同五、一、一〇	米子市法勝寺町	
米子市富士見町八	長谷川承之 同	江原多喜男 昭三、一二、一九	男子部以上一〇八名
東伯郡古布庄村三本杉七八七幅田	八頭郡用ヶ瀬町六七一 福本 幹夫 同四、八、一三、一、本籍 氏名 生年月日	同由良町大谷二三八九 梅津小夜子 同四、七、一八	
西伯郡逢坂村岡六〇四	古市 勝重 同五、一、一二八頭郡大御門村殿五二〇 石破美賀子 昭五、三、二七	鳥取市立川町四丁目八五 太田 恒子 同 四、一四	
岩美郡大岩村大谷六四九ノ二松本 鶴義 同	三、三百野郡多里村上萩山四二五 板持 栗江 同四、七、二八	東伯郡倉吉町堺町 三丁目九一九 岩田香代子 同二、六、三	
西伯郡富益村五五五	松本 守恭 同二、九、一六	東伯郡花見村門田三一九 岡本 蔦子 同 九、一六	
八頭郡河原町河原三四	村上登志夫 同四、三、二	西伯郡天津村福成五一五 龜尾 文子 同 七、一四	
同下私都村大坪二八八	森岡 景明 大一五、二、一五	同由良町大谷二三八九 梅津小夜子 同四、七、一八	
同丹比村北山七三ノ二	森下 孝 昭四、一、一三	鳥取市立川町四丁目八五 太田 恒子 同 四、一四	
氣高郡鹿野町鹿野二〇九九	山本 博康 同 三、六	東伯郡花見村門田三一九 岡本 蔦子 同 九、一六	
鳥取市宮長一〇一	下田 朝子 同三、六、二三	西伯郡天津村福成五一五 龜尾 文子 同 七、一四	
東伯郡浦安町金市一六四	谷 富美枝 同三、七、一〇	同由良町大谷二三八九 梅津小夜子 同四、七、一八	
岩美郡浦生村山ノ神二一九七坂口 やえ 同五、一、二八	八頭郡池田村大野九五 藤原 玲子 同三、七、一八	鳥取市立川町四丁目八五 太田 恒子 同 四、一四	
鳥取市宮長一〇一	下田 朝子 同三、六、二三	東伯郡花見村門田三一九 岡本 蔦子 同 九、一六	
東伯郡小鹿東小鹿一五七九鈴木 操子 同 七、一〇	鳥取市吉方町五九 廣富壽重子 同四、一、二	西伯郡天津村福成五一五 龜尾 文子 同 七、一四	
八頭郡小鷺河村河内二七六三杉森 貞子 同四、一、一、二八	八頭郡吉岡村吉岡四九一ノ一 林八重子 同三、七、二一	同由良町大谷二三八九 梅津小夜子 同四、七、一八	
氣高郡日置村山根五九八	同八上村曳田引野九二八 田中 幸恵 同四、五、一三	鳥取市中町二九 前田 郁子 同三、五、一〇、三〇	
八頭郡阿毘綠村下阿毘緣一九九七ノ一	棚田 康子 同五、三、三一	東伯郡花見村門田七五 前田 郁子 同三、五、一〇	
東伯郡淺津村下淺津 田村 美智代 同四、一二、一四	同八上村曳田引野九二八 田中 幸恵 同四、五、一三	東伯郡浦安町逢東一六八 森谷 聰子 同五、二、四	
氣高郡永恒村伏野二ノ九九七四徳安たけ子	同五、三、三一	鳥取市新品治町五八 宮川喜美子 同四、一〇、二九	
八頭郡船岡村船岡一二二八 津須 春江 同五、三、一〇	氣高郡英村片山一六一 谷 富美枝 同三、六、一九	山下美保子 同 二、五	
西伯郡賀野村御内谷一一七三中井 和子 同四、四、一四	同八上村曳田引野九二八 田中 幸恵 同四、五、一三	前田 美喜子 同三、一〇、三〇	
氣高郡恒村伏野二ノ九九七四徳安たけ子	同五、三、三一	鳥取市今町四一 岩崎 静江 同 四、一〇、二九	
八頭郡船岡村船岡一二二八 津須 春江 同五、三、一〇	氣高郡英村高福一〇二 東伯郡古布庄村八反田一二二生田美惠子 同 七、一八	市村惠美子 同 三、二〇	
西伯郡賀野村御内谷一一七三中井 和子 同四、四、一四	氣高郡英村高福一〇二 東伯郡古布庄村八反田一二二生田美惠子 同 七、一八	大西波津枝 同五、三、三	
氣高郡恒村伏野二ノ九九七四徳安たけ子	同五、三、三一	池田 泰子 同 三、二〇	
八頭郡船岡村船岡一二二八 津須 春江 同五、三、一〇	氣高郡美穂村朝日七八 東伯郡古布庄村八反田一二二生田美惠子 同 七、一八	梶川 和子 同 三、二〇	
西伯郡社村安藏二三五ノ四 中山 祐子 同	同五、三、三一	同四、九、一	
西伯郡賀野村御内谷一一七三中井 和子 同四、四、一四	氣高郡美穂村朝日七八 東伯郡古布庄村八反田一二二生田美惠子 同 七、一八	同四、九、一	

00829

00830

氣高郡中郷村古川一八〇ノ一岸本 靜子 同三、五、一〇  
 岩美郡小田村荒金一四七 北村 綾子 同四、六、一〇  
 日野郡石見村中石見五〇六 須田 邦香 同 七、一  
 米子市糺町二丁目二七 砂口喜美子 同五、一、一  
 西伯郡境町末廣町二 角 紀子 同 一、一四  
 鳥取市行徳二九七 同 一、一四  
 米子市東町二三 建部八重子 同四、四、二  
 八頭郡西郷村小畑一六八 谷口 松枝 同 四、一七  
 氣高郡湖山村四六〇 田中 一枝 同五、一、一七  
 西伯郡法勝寺村馬場二一一ノ一田辺茂子 同四、五、二九  
 日野郡石見村下石見一一四三 椿 連 同 五、二七  
 東伯郡橋津村橋津一五一 鳥山 悅子 同五、二、五  
 八頭郡賀茂村井古六七 中村佐和子 同四、八、二  
 日野郡二部村畠地四八六 永井喜美子 同 四、一三  
 氣高郡神戸村上砂見一一九 新田 淑榮 同 六、九  
 東伯郡中北條村国坂四三〇 野島 孝子 同 九、一四  
 西伯郡外江町三四四八 浜田 雪枝 同 九、二九  
 一、場所 鳥取市東町 鳥取縣教育委員會委員室  
 一、附議事項  
 1、教員定数の件  
 2、その他

00831

## 教育委員會規則

## ◆鳥取縣教育委員會規則第十号

昭和二十三年十一月鳥取縣教育委員會規則第一号鳥取縣  
 教育委員會々議規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月五日

鳥 取 縣 教 育 委 員 会  
 鳥取縣教育委員會々議規則中改正規則

## 第二章 會議の開閉

第五條 會議の開閉は委員長がこれを宣告する。

委員長に事故があるときは副委員長が代理する。

委員長副委員長ともに事故あるときは、出席委員はその  
 會議を主宰するものを互選し、委員長の職務を行わ

米子市西倉吉町三四 引野 良子 同 八、一七  
 鳥取市新鑄物師町四七 細井 立乃 同 一一、二四  
 一大阪市港区市場通り一丁目六前田 桂子 同五、二、一九  
 二東伯郡下北條村米里五七五 松原 久子 同四、一〇、一九  
 二日野郡福榮村農榮六二九 宮本 律子 同 五、一四  
 二氣高郡松保村足山一九八 森 須磨子 同 一〇、七  
 二氣高郡正條村下原一七四ノ三山尾 文江 同五、三、二二  
 二氣高郡鹿野町鹿野七七四 安富 礼子 同 三、二六  
 ◆鳥取縣教育委員會告示第三十四号  
 左記により鳥取縣教育委員會定例会を招集する。  
 昭和二十四年七月五日  
 記  
 鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一  
 一、日時 昭和二十四年七月六日 午前十一時